

門真市電子入札運用基準

1 趣旨及び適用範囲

(1) 趣旨

この基準は、門真市（以下「市」という。）が門真市電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、門真市契約及び財産に関する規則（昭和 39 年規則第 7 号）その他の関係法令に定めのない事項について、必要な事項を定めるものとする。

(2) 適用範囲

この基準は、市が発注する建設工事等のうち、電子入札で行うことに指定した発注案件について適用する。

2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 門真市電子入札システム

市の発注する入札業務を執行するための情報処理システム（以下「システム」という。）をいう。

(2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札をいう。

(3) 紙入札

電子入札によらず、紙による入札書を使用して行う入札をいう。

(4) I C カード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認定業務を行う者が発行する電子入札用 I C カード（紙の書類に押印する印鑑に相当するもの）をいう。

(5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

3 電子入札の取扱い

(1) 電子入札の対象

1(2)の規定により、この基準を適用する入札にあつては、全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加者との併用は行わない。

(2) 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続の開始後は、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続は中止し、あらためて紙入札の手続を行うものとする。

(3) 電子入札の続行が困難な事由の例示

本市のシステム上の障害等により、電子入札システムが長時間にわたり使用が不可能となった場合

4 入札書等の無効等

(1) 入札金額、くじ入力番号等、必要な事項の入力を欠き、本市が入札時に必要とする電子ファイルが添付されていない入札書等は無効とする。

入札書に記載する金額については、消費税相当額を除いた金額とする。

(2) 次の注意事項を入札告示文書に明示し、注意を促す。

ア 入札書等の入力には注意して正確に行い、入札書送信画面において確認を行ってから入札書等の提出を行うこと。

イ 入札書等の提出は、入札書受付締切予定日時までに完了すること。

ウ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書等の提出を行うこと。

エ 入札書等が正常に送信されたことを、入札状況一覧において確認すること。

オ 入札書等に添付する内訳書の積算額は入札額と同額であること。

カ 入札書受付票画面を印刷し、提出が完了したことを確認しておくこと。

5 発注案件の設定等

(1) 各受付期間等の設定

ア 入札書等の受付は、あらかじめ設定した日をもってシステムにより締め切ることとし、締切り後は入札書等を一切受け付けない。

イ 入札書等の受付開始・終了日及び時間は、公告等の際に記載するものとする。

ウ 受付された入札書を開札する日時は、公告等の際に記載するものとする。

(2) 予定価格等の設定及び表記

予定価格、最低制限価格等を設けた場合にあっては、予定価格及び最低制限価格等を記載した書面を封書にし、開札場所に置くことに代えて、あらかじめシステムに登録するものとする。また、予定価格及び最低制限価格等の表記は、消費税相当額を除いた金額とする。

(3) 入札告示文書等のファイルの形式

システムに登録する入札告示文書及び設計図書等の電子ファイルの形式は、入札参加者等により書換えのできないように、原則としてAdobe Acrobat で作成したPDF ファイルとする。

ただし、入札参加者が添付資料として提出できるようにする場合の電子ファイルの形式は、原則としてMicrosoft Word 又はMicrosoft Excel で作成したものとする。

(4) 公告日以降の発注案件登録情報の修正及び手順

公告日以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに変更を行うものとする。

ア 既に登録している修正が必要な調達案件には参加できないよう、入札締切日

時及び開札日時等の変更を行い、入札参加者にシステムを使用して通知する。

イ 修正が必要となった案件を新規発注案件として登録する。

(5) 発注案件内容に関する質疑回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札説明書に記載する方法によることとし、回答についてはシステムの質疑回答欄に提供するものとする。なお、質疑内容に入札参加者を特定できる内容が含まれるときは、当該部分についての回答を行わないものとする。また、公にすべきでない個人情報等に関する記載があるときは、当該部分についての他の表現を用いるか、又は回答を行わないものとする。

(6) 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続等に関して通知を行う場合は、システムにより情報を提供するものとする。なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続の不備については、異議を一切認めないものとする。

6 入札書等の取扱い

(1) 入札書の提出

入札書は、システムにより、入札金額、くじ入力番号等、必要な事項が全て入力されたものを有効なものとして取り扱う。

(2) 入札書提出後の辞退等

システムにより、提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え又は撤回を認めない。

(3) 入札書等が未到達の申出者の取扱い

締切予定日時に入札書等がシステムに到着していない場合は、当該申出者が入札に参加していないものとみなす。

また、入札参加者が入札書受信確認通知書の画面を印刷などの方法により十分確認するよう、周知に努めること。

(4) 積算内訳書の提出

積算内訳書の必要な場合は、電子ファイルをシステムにより提出させるものとする。

7 添付書類等の提出方法

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札書等の提出の際に求める添付書類等は、システムにより提出させるものとする。

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。

番号使用アプリケーション保存するファイル形式

ア Microsoft Word Word97 からWord2003 までのバージョンでの保存

イ Microsoft Excel Excel97 からExcel2003 までのバージョンでの保存

ウ その他のアプリケーション PDF ファイル (Acrobat 3 から Acrobat 9 までのバージョンで作成のもの)

エ 画像ファイル（JPEG 形式、TIFF 形式及び GIF 形式）

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) ウイルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された添付資料等へのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

また、開札後にウイルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

8 開札後の処理等について

(1) 入札状況の公開

開札後は速やかに入札状況の公開を行うものとする。ただし、当該入札に関して調査等を行う場合は除く。

(2) 入札調査の場合

当該入札に関して調査を行う場合、入札参加者は公開しないものとする。調査結果により当該入札を取止める場合は、8(7)の手続を行う。

(3) 内訳書の確認

内訳書の提出を求めた場合は、入札参加者全ての内訳書を確認するものとする。

(4) 落札候補者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(5) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ（システムによる電子くじ）により落札候補者を決定する。

なお、電子入札システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

ア 入札書の任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒＝くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

イ くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1・2・3・・・と到達番号を割り当てる。

ウ 次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者の①の和／くじ対象者数

エ くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と②の到達番号が一致した者が落札候補者となる。

(6) 落札候補者に対する事後審査

ア 事後審査として落札候補者の入札参加資格の審査を行うため、参加資格について審査確認を行うため、開札後、所定の期日までに必要書類の提出を求めるものとする。

イ 審査確認の結果、参加資格のないことが確認されたときは、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位以降の落札候補者について順次入札参加資格の審査を行うものとする。

(7) 取止め

入札を取止める場合は、入札状況登録画面において、「取止め」をチェックし、備考欄に取止め理由を記述して、入札状況登録を行う。

9 入札参加者のＩＣカードの取扱い

(1) 電子入札に使用できるＩＣカード

電子入札に参加できる者は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、システムにＩＣカード登録（利用者登録）をしているものとする。なお、ＩＣカードの名義は、次のいずれかであることとする。

ア 入札参加資格者名簿に登録されている者の代表者（以下「代表者」という。）

イ 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について、入札参加資格者名簿の有効期間を通じた委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）がある時は当該受任者

ウ ＩＣカード登録（利用者登録）申請時に電子入札用委任状を提出した代理人

(2) ＩＣカードの登録審査

ＩＣカードの登録審査は次のとおりとする。

ア ＩＣカードの登録審査はシステムにより行う。

イ 入札参加者は複数枚のＩＣカード登録を行うことができるものとする。

ウ ＩＣカードの登録審査が完了した者にのみ、システムによる入札参加申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

(3) ＩＣカードが失効した場合の取扱い

電子入札に参加することができるＩＣカードの利用者が、当該企業に属さないこととなった場合等により失効したときには、当該ＩＣカードによる電子入札への参加を認めないものとする。

ただし、当該企業内において登録している他の有効なＩＣカードを用いて、電子入札に引き続き参加することができる。

なお、このような事態に備えてＩＣカードの複数枚の登録を行うことを推奨する。

(4) ＩＣカードの登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったＩＣカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

10 不正使用等による入札の取扱い

- (1) 入札参加者がＩＣカードを不正に使用、虚偽の入札参加申請・入札書の提出等、不正な行為により入札を行った場合は、門真市建設工事等指名停止に関する要綱に基づき、指名停止等の措置をとるものとする。

(2) ＩＣカードを不正に使用した場合の例示>

ア 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

ウ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

11 システム障害時等の取扱い

- (1) 入札参加者側のシステム上の障害等により、電子入札を行うことができない場合の取扱い（当該入札参加者が利用不可のとき）

ア 入札参加者側のシステム上の障害等により、電子入札を行うことができない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。なお、入札参加者に対しては、代替機器等の確保の検討を推奨するものとする。

- (2) 門真市側のシステム上の障害等により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い（入札参加者の全てが利用不可のとき）

ア 門真市側のシステム上に障害等が発生した場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、ホームページにより公表するものとする。

- (3) プロバイダ等、門真市及び入札参加者以外の障害等により、電子入札を行うことができない場合の取扱い（一部の入札参加者が利用できない場合）

入札参加者側のシステム障害等により、電子入札を行うことができない場合は、当該入札参加者が辞退したものとみなす。

なお、入札参加者に対しては、複数のプロバイダ・アクセス回線の確保の検討を推奨する。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。